

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第18号（平成29年9月1日改正））に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省人材開発統括官が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省参事官（能力評価担当）において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

(別紙)

技能検定職種の統廃合等に関する検討会参集者名簿

令和4年2月25日

大木 栄一	玉川大学 客員教授
金子 勝一	山梨学院大学 教授
川瀬 治	日刊工業新聞社 編集委員
黒澤 昌子 座長	政策研究大学院大学 教授
高山 昌茂	協和監査法人 公認会計士
武雄 靖	ものづくり大学 教授
松留 慎一郎	職業能力開発総合大学校 名誉教授
和田 正毅	職業能力開発総合大学校 名誉教授

五十音順・敬称略

令和3年度技能検定職種の統廃合等に係る検討について

職種の統廃合について

- 第1次判断基準に該当する職種は、**塗料調色職種**（別添参照）。
- 令和2年度の前期技能検定試験については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、当省から中止を要請し、上記職種の試験は中止されたため、**令和3年度を受検者数の結果に基づき判断**することとする。
- 今後の第1次判断にあたっては、令和2年度を受検者数は除いて判断することとする。

作業の統廃合について（ご報告事項）

- 作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準(参考2)を下回る作業は次のとおりであり、それぞれ**不定期実施に移行**する。
 - ・ **機械加工** **ボール盤作業** (6年平均受検申請者数者7名、3年毎実施)
 - ・ **横中ぐり盤作業** (6年平均受検申請者数者5名、3年毎実施)
 - ・ **ジグ中ぐり盤作業** (6年平均受検申請者数者4名、3年毎実施)
- 昨年度、上記基準(参考2)を下回った作業は次のとおりであり、関係団体の了解を得たため、**廃止**する。
 - ・ **染色** **型紙なせん作業** (平成16年度実施以降休止)
 - ・ **スクリーンなせん作業** (平成7年度実施以降休止)
 - ・ **紳士服製造** **紳士注文服製作作業** (平成22年度実施以降未実施、令和2年度最終実施)

● **職種の統廃合** 行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）、規制改革推進のための第2次答申（平成19年12月25日規制改革会議）に基づき、受検者数が一定の基準に満たない職種について、毎年、職種統廃合の検討を技能検定職種の統廃合等に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催し、業界団体ヒアリング、パブリックコメントの実施を経て、報告書を取りまとめている（参考1参照）。

● **作業の統廃合** 平成23年10月の「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査の結果に基づく勧告」において、受検者数の少ない作業・等級の統廃合等について勧告され、これを受けて、「作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準等」が策定され、これに基づき、検討会に報告している（検討会報告事項。参考2参照）。

職種の統廃合等の判断基準に基づく評価（第1次判断）

別添

- 過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。ただし、以下の場合は検討対象から除外。
 - ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
 - ② 隔年又は3年ごとに実施するものは、それぞれ50人以上又は30人以上の場合

第1次判断基準 該当職種	作業名	申請者数実績						実施公示※1	平均 申請 者数	備考	評価
		H27	H28	H29	H30	R1	R2				
金属溶解	鋳鉄溶解作業	72			41			27,30	36	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
	鋳鋼溶解作業			20			42	26,29,R2			
	軽合金溶解炉溶解作業			32			10	26,29,R2			
粉末冶金	成形・再圧縮作業	96		119	1	89		27,29,R1	84	隔年実施、平均50人以上	対象外
	焼結作業		89		91		18	28,30,R2			
金型製作	<特級>	13	15	13	14	11	15	27,28,29,30,R1,R2	91	隔年実施、平均50人以上 (特級のみ毎年実施)	対象外
	プレス金型製作作業	93	74	71	74	74		27,28,29,30,R1			
	プラスチック成形用金型製作作業		30		25		26	28,30,R2			
溶射	防食溶射作業	1	170	1	183		中止	28,30	98※2	隔年実施、平均50人以上	対象外
	肉盛溶射作業	82		68	1	81		27,29,R1			
縫製機械整備	縫製機械整備作業		160		164		95	28,30,R2	70	隔年実施、平均50人以上	対象外
みそ製造	みそ製造作業		234		227		101	28,30,R2	94	隔年実施、平均50人以上	対象外
エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル施工作業	77		102			106	27,29,R2	48	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
塗料調色	調色作業	129	122	93	87	76	中止	27,28,29,30,R1	85※2	R2年度はコロナ拡大防止のため中止されたため、R3年度の結果に基づき判断	保留
義肢・装具製作	義肢製作作業	1	69	2	46	1	41	28,30,R2	79	隔年実施、平均50人以上	対象外
	装具製作作業	90	81	54	31	58	1	27,28,29,30,R1			

※1 定期試験を実施した年に限る（随時試験のみを実施した年を除外）。 ※2 令和2年度コロナの影響で中止したものについて、受検者0人として計算。

※3 第1次判断基準に該当する職種のうち、陶磁器製造、ウエルポイント施工及び印章彫刻は、令和元年度に検討済（陶磁器製造は令和3年度最終検定後廃止、ウエルポイント施工は隔年実施から3年毎実施へ移行、印章彫刻は令和3年度の結果次第で再検討）、機械木工及び枠組壁建築は、令和2年度に検討済（機械木工は令和4年度の結果次第で再検討、枠組壁建築は令和3年度より毎年実施から隔年実施へ移行）であり掲載していない。

○行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

○規制改革推進のための第2次答申（平成19年12月25日規制改革会議）

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、（中略）例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。



技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書（平成21年1月）

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

3 統廃合等の判断基準

● 検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。
ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとに実施するものは、それぞれ50人以上又は30人以上の場合

100人以下
の場合

● 社会的便益の評価(第2次判断)

- ①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断
- ※社会的便益を一般指標化し、職種をグループ分けして第2次判断の基準を明確にすることが適当

検討会において第2次判断を行う

4 検討過程の客観性・透明性の確保

第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当

技能検定制度における作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準等について

H24.11.13制定 H27.1.9一部改正
技能検定制度の統廃合等に関する検討会

1 作業の統廃合等の検討対象の選定基準

技能検定の作業の統廃合等に係る検討対象は、作業の6年平均受検申請者数が下表の基準を下回ったものとする。ただし、検討対象を選定は、最左列の「優先順位」の順とする。

優先順位	実施頻度	当該作業が含まれる職種の作業数		
		1作業	2作業	3作業以上
①	毎年	29人以下	14人以下	8人以下
	隔年			
	3年毎			
②	毎年	100人以下	50人以下	30人以下
	隔年	49人以下	24人以下	14人以下
	3年毎	29人以下	14人以下	8人以下

2 作業の廃止の検討対象の選定基準

上記1に関わらず、設置されている全等級において、直近10年間にわたって、実施公示のない作業については、廃止の検討対象とする。

3 作業の統廃合等に係る検討体制及び検討内容

- 対象となった作業については、職種ごとに職業能力開発専門調査員会を設置し、技能検定の活性化を図るための施策も含め、次の観点から作業の実態を踏まえて検討を行う。
 - (1) 試験内容の妥当性
 - (2) 関係業界の取組
 - (3) 社会的便益の状況
 - (4) 試験実施間隔の見直し
- これらの検討の結果を踏まえ、必要な取り組みを促すこととするが、毎年、関係業界等の取組状況や技能検定試験への需要等について情報収集を3年間程度行ったうえでも受検申請者増が見込めないと判断される場合には、必要に応じて改めて職種ごとの職業能力開発専門調査員会で他の作業との統合、作業の廃止の観点から検討を行う。